[廃棄物焼却炉] 平成29(2017)年度

富士工場(吉永)

1 施設名称: 4号焼却炉

(1)処分した廃棄物の各月ごとの種類および数量【規則第12条の7の2第1項イ】

	単位	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
汚泥	t/月	324	440	423	292	604	491	699	473	441	446	487	514	5,636
木〈ず	t/月	20	21	23	23	8	10	6	9	6	5	29	31	191
紙〈ず	t/月	1,044	1,104	715	1,134	1,082	895	886	957	952	723	923	1,055	11,472
廃プラ	t/月	846	825	561	708	765	635	623	807	684	728	819	844	8,846
合計	t/月	2,234	2,390	1,722	2,158	2,459	2,032	2,215	2,247	2,083	1,902	2,258	2,445	26,145

# (2)燃焼ガス及び排ガス分析の実施状況【規則第12条の7の2第1項口】

	燃焼ガス温度	集塵器流入ガス温度	廃ガス中一酸化炭素濃度
測定位置	フリーボード部	バグフィルター入口	排脱出口
測定日	連続測定	連続測定	連続測定
測定結果	連続測定	連続測定	連続測定

焼却温度、集じん器入口温度、一酸化炭素濃度については連続測定をしておりますので、詳細情報をお知りになりたい方は事業所にてご覧いただく事が可能です。

# (3)冷却設備及び排ガス処理設備にたい積したばいじん除去の実施状況 【規則第12条の7の2第1項八】

設備(場所)	・バグフィルター下部ホッバーより	
除去した日	連続抜出	

# (3)煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度(1回/年以上)、ばい煙量又はばい煙濃度(硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素及び窒素酸化物)(1回/6か月以上)【規則第12条の7の2第1項二】

ばい煙	排ガス打	采取日	4月7日	6月23日	8月31日	9月14日	11月27日	12月12日	1月17日	3月19日				
(測定位置: 煙突入口)	結果の得	られた日	4月10日	6月28日	9月5日	9月20日	12月2日	12月18日	1月23日	3月22日				
煙突入口) 	基準値	単位		測定結果										
硫黄酸化物	141以下	ppm	0.5未満	0.6	0.5未満	0.5未満	0.6	0.5	0.5未満	0.5未満				
ばいじん	0.08以下	g/Nm3	0.01未満	-	-	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満				
窒素酸化物	250以下	ppm	-	-	-	58	-	-	66	-				
塩化水素	700以下	mg/Nm3	1.4	3.2	1.2	1.3	1.1未満	1.3未満	1.0未満	1.2				

	排ガス採取日		3月14日								
ダイオキシン類 (測定位置: 煙突入口)	結果の得られた日		4月13日								
	基準値	単位				測定	結果	•	•	•	
	1.0以下	ng-TEQ/Nm3	1.4								

4/13焼却炉を停止し、富士市環境保全課に報告。設備点検により、設備故障等が無いことを確認。再測定のための確認運転を予定(4/24時点)。

富士工場(吉永)

[廃棄物焼却炉] 平成29(2017)年度

1 施設名称: 5号焼却炉

(1)処分した廃棄物の各月ごとの種類および数量【規則第12条の7の2第1項イ】

	単位	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
汚泥	t/月	10,147	10,227	5,521	9,273	12,410	10,795	11,095	11,486	11,060	9,988	8,752	12,233	122,988
木〈ず	t/月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	t/月	10,147	10,227	5,521	9,273	12,410	10,795	11,095	11,486	11,060	9,988	8,752	12,233	122,988

# (2)燃焼ガス及び排ガス分析の実施状況【規則第12条の7の2第1項口】

	燃焼ガス温度	集塵器流入ガス温度	廃ガス中一酸化炭素濃度
測定位置	フリーボード部	バグフィルター入口	排脱出口
測定日	連続測定	連続測定	連続測定
測定結果	連続測定	連続測定	連続測定

焼却温度、集じん器入口温度、一酸化炭素濃度については連続測定をしておりますので、詳細情報をお知りになりたい方は事業所にてご覧いただく事が可能です。

# (3)冷却設備及び排ガス処理設備にたい積したばいじん除去の実施状況【規則第12条の7の2第1項八】

設備(場所)	・バグフィルター下部ホッパーより	
除去した日	連続抜出	

# (3)煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度(1回/年以上)、ばい煙量又はばい煙濃度(硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素及び窒素酸化物)(1回/6か月以上)【規則第12条の7の2第1項二】

ばい煙	排ガス採取日		4月6日	5月15日	6月23日	7月14日	8月18日	9月8日	10月5日	11月7日	1月16日	3月14日		
(測定位置: 煙突入口)	結果の得られた日		4月10日	5月16日	6月28日	7月19日	8月22日	9月14日	10月10日	11月11日	1月22日	3月17日		
	基準値	単位		測定結果										
硫黄酸化物	108.1以下	ppm	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.5未満		
ばいじん	0.04以下	g/Nm3	0.01未満	-	0.01未満	-	0.01未満	0.02	-	0.01未満	0.01未満	0.01未満		
窒素酸化物	250以下	ppm	38	-	31	-	25	46	-	51	47	29		
塩化水素	700以下	mg/Nm3	1.2	-	2.4	-	0.8未満	0.8未満	-	0.9未満	0.9未満	0.9未満		

	排ガス	排ガス採取日												
ダイオキシン類 (測定位置: 煙突入口)	結果の得られた日		10月5日											i
	基準値	単位		測定結果										
	0.1以下	ng-TEQ/Nm3	0.0096											